

## 「預金小切手による特殊詐欺被害防止対策」の実施について

(平成27年6月10日(水)より実施)

大川信用金庫は、警察と協力して特殊詐欺被害の未然防止に努めております。その一環として、ご高齢のお客様が窓口で高額のお金出金をされる場合、資金のお使いみち等をお尋ねさせていただき、その内容によりましては、「預金小切手(保証小切手)」又は「振込」のご利用をご案内させていただきます。

金融犯罪は依然として増加傾向にあり、中でも特殊詐欺(現金の手渡し等)の被害が増加しております。「預金小切手(保証小切手)」は、金融機関を支払人として振出す小切手で、現金と同等のものとして利用されています。「預金小切手(保証小切手)」は、受け取った方が取引金融機関の口座に入金し現金化するまでには時間を要するため、被害防止効果が望めます。

大川信用金庫は、お客様の特殊詐欺被害防止に、警察と連携して取り組んでまいります。

以上